

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和5年10月20日（令和5年（行個）諮問第248号）

答申日：令和6年5月17日（令和6年度（行個）答申第13号）

事件名：特定期間における本人に係る滞納整理事績の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定期間の滞納整理事績（詳細）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年6月28日付け特定記号1-1457により、特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

上記に関する事項黒塗の為

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求について

本件審査請求は、法76条1項に基づく開示請求に対し令和5年6月28日付け特定記号1-1457により処分庁が行った一部開示決定（原処分）について、不開示部分の開示を求めるものである。

（2）本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。処分庁は、本件対象保有個人情報のうち、別表に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、法78条1項2号又は7号ハの不開示情報に該当するとして、法82条1項の規定に基づき一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

（3）保有個人情報該当性について

本件文書は、審査請求人に対する滞納整理の経過や結果を記録したものであり、行政機関の職員が職務上作成、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものである。

また、本件文書には、滞納整理の対象者たる審査請求人の住所や氏名のほか、審査請求人との面接事績などの当該個人に係る個人識別部分が記載されており、本件文書に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するものと認められる。

(4) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 別表の通番6及び15の不開示情報該当性について

本件文書を確認したところ、別表の通番6及び15には、特定法人の対応者の所属課及び氏名が記載されていると認められる。これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、法78条1項2号イないしハにも該当しない。

したがって、当該不開示部分は、法78条1項2号の不開示情報に該当する。

イ 別表の通番1ないし5、7ないし14及び16ないし25の不開示情報該当性について

本件文書を確認したところ、別表の通番1ないし5、7ないし14及び16ないし25には、滞納整理の過程において実施した財産調査や実地調査、徴収担当者が検討した内容、今後の処理方針等が記載されていることから、本件不開示部分を開示した場合、本件滞納整理の対象者である審査請求人が、じ後の滞納処分を予見し、当該情報を参考として滞納処分を免れるための財産の隠蔽、処分等を図ることが容易になるなど、滞納国税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難とさせるおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該不開示部分は、法78条1項7号ハの不開示情報に該当する。

(5) 結論

以上のことから、本件不開示部分は、法78条1項2号又は7号ハに該当するため、本件不開示部分を不開示とした原処分は妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

別表の通番1について、以下のとおり不開示理由の補充をする。

当該部分には、国税が管理する情報システム全般（以下「国税情報システム」という。）にログインする際の税務職員のIDの情報（以下「職員ID情報」という。）が印字されている。国税情報システムにおいては、

秘匿性の高い個人情報等を取り扱っている関係上、情報の暗号化やネットワークへのアクセス制限、国税情報システムの利用制限等の様々な措置を講じることで、情報セキュリティの確保が図られており、その措置の一つとして、税務職員は、国税情報システムを使用する場合、職員ID情報の認証機能が必要とされている。

このような国税情報システムの管理の下、仮に職員ID情報が公にされた場合、認証機能の一つが解除されたに等しい状況となり、正当な利用者になりすまして不正な利用等を企てる者に対して、不正アクセスの端緒を開くこととなる。その結果、同システム内に保存された情報の漏えい又は情報操作が可能となるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、職員ID情報は、法78条1項7号柱書きの不開示情報に該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月13日 審議
- ④ 令和6年3月26日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同年4月19日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法78条1項2号及び7号ハに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、不開示理由に法78条1項7号柱書きを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の2欄に掲げる部分について

ア 別表の通番2, 5, 11及び21について

標記の不開示部分のうち、別表の2欄に掲げる部分については、特定税務署個人課税部門による審査請求人に対する税務調査において審査請求人に対して説明がされた事項等並びに差押えがされた審査請求人の債権に係る債務承認書收受の事実、当該債務の内容及び差押債権等取立てに関する情報が記載されていることが認められる。

当該情報は、既に審査請求人に明らかにされている情報や審査請求

人が容易に知り得る情報、あるいは、開示された部分の情報から推知し得る情報であると認められることから、これを開示しても、審査請求人が、じ後の滞納処分を予見し、当該情報を参考として滞納処分を免れるための財産の隠蔽、処分等を図ることが容易になるなど、滞納国税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難とさせるおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法78条1項7号ハに該当せず、開示すべきである。

イ 別表の通番12, 16及び23ないし25について

標記の不開示部分のうち、別表の2欄に掲げる部分については、特定税務署における内部手続に関する情報が記載されていることが認められる。

もっとも、当該情報は、今後の滞納整理の処理方針等には直接関係しない国税当局における一般的な部内の手続に関する情報にすぎない上、開示された部分の情報から推知し得る情報であると認められることから、これを開示しても、審査請求人が、じ後の滞納処分を予見し、当該情報を参考として滞納処分を免れるための財産の隠蔽、処分等を図ることが容易になるなど、滞納国税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難とさせるおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法78条1項7号ハに該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の2欄に掲げる部分を除く部分について

ア 別表の通番1について

当該部分には、国税情報システムにログインする際の職員ID情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示した場合、国税情報システムの認証機能の一つが解除されたに等しい状況となり、国税情報システム内に保存された情報の漏えい又は情報操作が可能となるなど、国税に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の通番2ないし5, 7ないし14及び16ないし22について

標記の不開示部分のうち、別表の2欄に掲げる部分を除く部分については、国税当局が滞納整理の過程において実施した調査内容、徴収担当者による検討内容及び国税当局内における今後の処理方針等

が記載されていることが認められる。

当該情報を開示した場合、国税当局による滞納整理の着眼点や方法等が明らかとなり、審査請求人が当該情報を参考にすることにより、差押え等の滞納処分を免れるための財産の隠蔽や処分を図ることが容易になるなど、租税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の通番6及び15について

当該部分には、特定の個人の氏名等が記載されており、法78条1項2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

また、当該部分は、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないから、法78条1項2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

そして、法79条2項の部分開示について検討すると、当該部分のうち、氏名は個人識別部分であるため部分開示の余地はなく、その余の部分も、これを開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから部分開示することはできない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号及び7号ハに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同項2号並びに7号柱書き及びハに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の2欄に掲げる部分を除く部分は、同項2号並びに7号柱書き及びハに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の2欄に掲げる部分は、同項7号ハに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別表（本件不開示部分）

通番	ページ	1 不開示部分	2 開示すべき部分
1	1 ない し 2 2	フッター部分の一部	
2	1	左の「内容」欄の 1 5 行目ないし 2 0 行目 及び 3 6 行目ないし 3 8 行目並びに右の 「内容」欄の 1 8 行目ないし 2 5 行目	左の「内容」欄 の 1 5 行目ない し 1 9 行目
3	2	右の「内容」欄の 2 6 行目ないし 2 7 行目	
4	3	左の「内容」欄の 3 0 行目ないし 3 3 行 目, 3 7 行目ないし 4 0 行目及び 4 4 行目 以降全部並びに右の「内容」欄の 1 行目, 7 行目ないし 1 9 行目, 2 5 行目ないし 3 9 行目及び 4 4 行目以降全部	
5	4	左の「内容」欄の 1 行目ないし 2 3 行目, 2 7 行目ないし 3 0 行目及び 3 4 行目以降 全部並びに右の「内容」欄の 1 行目ないし 5 行目, 1 1 行目ないし 2 0 行目及び 3 7 行目ないし 4 3 行目	右の「内容」欄 の 3 7 行目ない し 4 3 行目
6	4	右の「内容」欄の 9 行目 1 5 文字目以降全 部	
7	5	左の「内容」欄の 1 行目ないし 8 行目, 1 2 行目ないし 2 3 行目及び 2 8 行目以降全 部並びに右の「内容」欄の 1 行目ないし 8 行目, 1 2 行目ないし 1 5 行目, 2 0 行目 ないし 2 2 行目, 2 6 行目ないし 2 9 行目 及び 3 4 行目以降全部	
8	6	左の「内容」欄の 2 行目ないし 1 7 行目並 びに右の「内容」欄の 5 行目ないし 2 8 行 目, 3 2 行目ないし 3 5 行目, 3 9 行目な いし 4 2 行目及び 4 6 行目	
9	7	左の「内容」欄の 1 行目ないし 3 行目, 7 行目ないし 1 0 行目, 1 4 行目ないし 1 7 行目, 2 1 行目ないし 2 4 行目及び 2 9 行 目以降全部並びに右の「内容」欄の 1 行目 ないし 1 3 行目, 1 8 行目ないし 3 5 行目 及び 4 0 行目以降全部	

通番	ページ	1 不開示部分	2 開示すべき部分
10	8	左の「内容」欄の1行目ないし23行目及び28行目以降全部並びに右の「内容」欄の1行目ないし11行目, 16行目ないし27行目及び32行目ないし43行目	
11	9	右の「内容」欄の3行目11文字目以降全部, 24行目, 29行目ないし42行目及び46行目	右の「内容」欄の3行目11文字目以降全部及び29行目ないし42行目
12	10	左の「内容」欄の1行目ないし27行目, 33行目ないし37行目及び41行目以降全部並びに右の「内容」欄の1行目ないし36行目及び40行目以降全部	左の「内容」欄の33行目及び34行目
13	11	左の「内容」欄の1行目ないし5行目, 11行目ないし12行目及び17行目ないし43行目並びに右の「内容」欄の2行目以降全部	
14	12	左の「内容」欄の1行目ないし6行目及び右の「内容」欄の42行目以降全部	
15	12	左の「内容」欄の11行目16文字目以降全部	
16	13	左の「内容」欄の1行目ないし6行目及び24行目ないし25行目並びに右の「内容」欄の7行目ないし10行目及び15行目ないし25行目	左の「内容」欄の24行目及び25行目
17	14	右の「内容」欄の20行目ないし23行目	
18	15	左の「内容」欄の8行目, 24行目ないし29行目及び43行目以降全部並びに右の「内容」欄の1行目ないし3行目, 7行目ないし11行目, 15行目ないし29行目及び33行目以降全部	
19	16	左の「内容」欄の1行目ないし6行目	
20	17	左の「内容」欄の34行目以降全部	

通番	ページ	1 不開示部分	2 開示すべき部分
21	18	左の「内容」欄の9行目ないし16行目及び右の「内容」欄の26行目ないし27行目	右の「内容」欄の26行目
22	19	左の「内容」欄の38行目ないし39行目	
23	20	右の「内容」欄の28行目ないし40行目	全て
24	21	左の「内容」欄の4行目ないし5行目	全て
25	22	左の「内容」欄の5行目	全て